両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第二号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三号）の施行に伴い、及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第十七条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	厚生労働大臣
（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	厚生労働大臣
（略）	（略）	（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条及び第八条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（立札による掲示の様式等）

第七条　機構法施行令第十七条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　機構法施行令第十七条に規定する水資源開発施設等（以下この項において「水資源開発施設等」という。）の名称

二　水資源開発施設等の位置

三　その他流水の状況の変化によって生ずる危害を防止するために必要な事項

改正前		
両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（新設）